平成２４年（フ）第１２２号
福岡県糟屋郡新宮町上府1461－４、住民票上の住所福岡県糟屋郡新宮町大字湊249番地１
債務者　門出　正光
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７４号
福岡県朝倉市小田1435番地２飯田アパート201号
債務者　田代　成毅
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７９号
福岡県筑紫野市湯町２丁目11番５―102号
債務者　下平商店こと　下平　光雄
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７号
福岡県糟屋郡新宮町大字原上1814番地３ファーネスト新宮ガーデンシティ306号
債務者　永田　光敏
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５号
福岡市東区松香台２丁目６番９―211号
債務者　木村　久美
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６号
福岡市南区大橋２丁目５番１―303号
債務者　福島　眞笑
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３号
福岡市中央区梅光園団地１番212号
債務者　原　　理香（旧姓泉）
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６１号
福岡市城南区梅林５丁目42番２―401号
債務者　木佐木博美（旧姓一番ヶ瀬）
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６８号
福岡県糸島市井原775番地２
債務者　宮浦　祐育
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１０号
福岡市東区馬出１丁目２番23号
債務者　岡澤　秀人
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２０号
福岡県古賀市久保1309番地２　ＪＧＭ千鳥タウンコートＴ棟303号
債務者　富松　友海
１　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２１号
福岡市東区千早１丁目７番12号
債務者　國　　美香（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２７号
福岡県春日市惣利２丁目54番地ハンリーラ円入301号
債務者　森　　良子
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６号
福岡県田川市大字伊田2739番地、前住所福岡県田川市大字伊加利1932番地
債務者　森田　　勇
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４８３号
大分市長浜町１丁目４番６号　塩九升ビル402、申立時の住所大分市大字駄原999番地の４
債務者　森田　晴香
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７０号
沖縄県那覇市字国場185番地１　カレッジハウス201
債務者　石垣　千尋
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３号
山梨県甲府市朝日４丁目２番20号　サーパス朝日通り302号室
債務者　髙橋たえ子（旧姓中里・沢登）
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで　甲府地方裁判所民事部破産係